

昭和15年国勢調査関係法規

昭和15年国勢調査要綱

1 調査の時期

昭和15年10月1日午前零時

2 被調査者の範囲

- 1 調査の時期に帝国版図内に現在する内地人、外地人及外国人
- 2 調査の時期に帝国版図外に現在する現役軍人（現役武官となるべき陸軍の諸生徒及海軍諸学校の生徒を含む）及応召中の在郷軍人
- 3 調査の時期に陸軍所有船及陸軍徴備船並に海軍の艦船（艦船令に依る艦艇特務艦艇雑役船及海軍徴備船）に勤務する軍人以外の者
- 4 調査の時期に帝国版図外の区域に於て従軍中の軍属、従軍報道班員、従軍神官神職及従軍宗教家

3 調査の事項

各人に関し左の事項を調査す

- 1 氏名
- 2 世帯に於ける地位
- 3 男女の別
- 4 出生の年月日
- 5 配偶の関係
- 6 所属の産業及職業
 - (1) 現在の所属の産業及職業
 - (2) 昭和12年7月1日の所属の産業及職業
- 7 指定技能
- 8 兵役の関係
- 9 出生地
- 10 本籍地
- 11 民籍又は国籍

現役軍人（現役武官となるべき陸軍の諸生徒及海軍諸学校の生徒を含む）応召中の在郷軍人及陸軍所有船陸軍徴備船海軍の艦船（艦船令に依る艦艇特務艦艇雑役船及海軍徴備船）に勤務する軍人以外の者並に帝国版図外の区域に於て従軍中の軍属従軍報道班員従軍神官神職及従軍宗教家に付ては6の(2)及7の事項を除く

外国人に関しては7 8 及10の事項を除く

外地に於ては右の外必要なる事項を調査することあるべし

4 調査の方法

各世帯に就き調査し世帯主より申告せしむ

現役軍人（現役武官となるべき陸軍の諸生徒及海軍諸学校の生徒を含む）、応召中の在郷軍人及陸軍所有

船陸軍徴備船海軍の艦船（艦船令に依る艦艇特務艦艇雑役船及海軍徴備船）に勤務する軍人以外の者並に帝国版図外の区に於て従軍中の軍属従軍報道班員従軍神官神職及従軍宗教家は夫々関係縁故世帯主より申告せしむ

5 調査の機関

内地に於ける調査は内閣統計局之を主管す、外地に於ける調査は夫々朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、南洋庁、関東局之を主管す

備考

右の外国勢調査と並行して在外本邦人の調査は外務省に於て施行す但し在満洲国本邦人に付ては満洲国政府に於て調査す

国勢調査ニ関スル法律

第1条 国勢調査ハ各々10箇年毎ニ1回帝国版図内ニ施行ス

前項ノ規定ニ依ル調査後5年ニ該ル年ニ於テ簡單ナル国勢調査ヲ施行ス

前2項ノ規定ニ依ル調査ノ外必要アルトキハ臨時ニ国勢調査ヲ施行スルコトヲ得

第2条 国勢調査ノ範囲、方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第3条 第1回国勢調査ヲ行フベキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和15年国勢調査施行令

第1条 昭和15年国勢調査ハ昭和15年10月1日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第2条 昭和15年国勢調査ハ前条ノ時期ニ於テ左ノ各号ノ1ニ該当スル者ニ付之ヲ行フ

1 帝国版図内ニ現在スル者ニシテ現役軍人又ハ応召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

2 現役軍人及応召中ノ在郷軍人

3 陸海軍ノ艦船ニ乗組中ノ者ニシテ現役軍人又ハ応召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

4 従軍中ノ軍属、従軍報道班員、従軍神官神職及従軍宗教家ニシテ帝国版図外ニ現在スルモノ

前条ノ時期前ニ帝国ノ港湾ヲ発シ途中寄港セズシテ前条ノ時期後4日以内ニ始メテ帝国ノ港湾ニ入りタル者ハ昭和15年10月1日午前零時ニ帝国版図内ニ現在シタル者ト看做ス

本令ニ於テ現役軍人トハ陸軍ノ現役将校准士官下士

官兵（特別志願將校、現役武官ト為ルベキ陸軍ノ諸生徒中依託學生生徒以外ノ者及現ニ陸軍ニ於テ修業中ノ幹部候補生操縦候補生ヲ含ミ婦休兵ヲ除ク）及海軍ノ現役士官特務士官准士官下士官兵（各科少尉候補生、海軍諸學校ノ生徒及現ニ海軍ニ於テ教育中ノ海軍予備員候補者ヲ含ミ婦休中ノ下士官兵ヲ除ク）ヲ、応召中ノ在郷軍人トハ陸軍ノ予備役後備役ノ將校准士官下士官兵、予備役ノ幹部候補生操縦候補生、婦休兵、補充兵及國民兵役ニ在ル者並ニ海軍ノ予備役後備役ノ士官特務士官准士官、予備役後備役第一國民兵役又ハ婦休中ノ下士官兵及海軍予備員ニシテ充員召集、臨時召集、國民兵召集、演習召集、教育召集、婦休兵召集、補欠召集又ハ勤務召集ヲ受ケタルモノヲ、陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雑役船、陸軍所有船、陸軍徴備船及海軍徴備船ヲ謂フ

第3条 昭和15年国勢調査ハ前条ニ該当スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス但シ前条第1項第2号、第3号又ハ第4号ニ該当スル者ニ付テハ第7号ノ事項ヲ調査セズ

- 1 氏名
- 2 世帯ニ於ケル地位
- 3 男女ノ別
- 4 出生ノ年月日
- 5 配偶ノ関係
- 6 所属ノ産業及職業
- 7 内閣総理大臣ノ指定スル技能（指定技能）
- 8 兵役ノ関係
- 9 出生地
- 10 本籍地
- 11 民籍又ハ国籍

前項第6号ノ所属ノ産業及職業ハ特別ノ事情アル者ニ付テハ其ノ一部ヲ調査セザルコトヲ得

第1項第7号ノ技能ハ朝鮮、台湾及樺太ニ於テハ各朝鮮総督、台湾総督及樺太庁長官内閣総理大臣ノ承認ヲ受ケテ之ヲ指定ス

第4条 第2条ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同シ

寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ

第5条 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ世帯現在者及世帯関係者ニ就キ第3条第1項各号ノ事項ヲ申告スルノ義務アルモノトス

前項ニ於テ世帯現在者トハ第2条第1項第1号ニ掲グル者ニシテ其ノ世帯ニ現在スルモノヲ謂フ

第2条第1項第2号乃至第4号ニ掲グル者ハ左ノ區別ニ従ヒ各其ノ世帯ノ世帯関係者トス

- 1 配偶者アル場合ハ其ノ配偶者ノ現在スル世帯
- 2 配偶者ナキ場合ハ其ノ父ノ現在スル世帯但シ父ナキ場合ハ其ノ母ノ現在スル世帯
- 3 配偶者及父母ナキ場合ハ其ノ子（数人アル場合ハ最年長者）ノ現在スル世帯
- 4 配偶者、父母及子ナキ場合ハ其ノ祖父ノ現在スル世帯但シ祖父ナキ場合ハ其ノ祖母ノ現在スル世帯
- 5 配偶者、父母、子及祖父母ナキ場合ハ其ノ兄弟姉妹 数人アル場合ハ最年長者ノ現在スル世帯
- 6 配偶者、父母、子、祖父母及兄弟姉妹ナキ場合ハ其ノ召集通報人ノ現在スル世帯
- 7 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及召集通報人ナキ場合ハ其ノ本籍地ノ市町村長（市町村長ナキ場合ハ其ノ職務ヲ行フ者）ノ現在スル世帯

前項ノ配偶者ニハ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情（内縁関係）ニ入リタリト認メラルル者ヲ含ミ父母、子、祖父母及兄弟姉妹ハ第2条第1項第2号乃至第4号ニ掲グル者ト同一戸籍（昭和7年律令第2号ニ基クモノヲ含ム）内ニ在ル者ニ限ル

第6条 国勢調査ノ申告ハ各世帯ニ配付スル国勢調査申告書用紙ヲ以テ之ヲ為スベシ

第7条 府県知事ハ内閣総理大臣ノ命ヲ承ケ管轄区域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第8条 国勢調査ノ事務ヲ処理セシムル為府県ニ臨時国勢調査部ヲ置ク

臨時国勢調査部ニ部長1人、副部長1人及部員若干人ヲ置ク部長ハ総務部長タル書記官ヲ以テ之ニ充テ副部長ハ地方事務官又ハ統計事務主任者タル府県官吏若ハ府県吏員ノ中ヨリ、部員ハ府県官吏又ハ府県吏員ノ中ヨリ府県知事ノ命ヲ

第9条 府県支庁長ハ府県知事ノ命ヲ承ケ管轄区域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第10条 市町村長ハ府県知事（府県支庁長ノ管轄区域内ノ町村長ハ府県支庁長）ノ指揮監督ヲ承ケ市町村内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第11条 市町村長ハ調査ヲ執行スル為府県知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ区域ヲ調査区ニ分画ス但シ特別ノ事情アルトキハ府県知事ノ認可ヲ經テ1町村ヲ以テ1調査区ト為スコトヲ得

第12条 国勢調査ノ事務ヲ執行セシムル為市町村ニ国勢調査員ヲ置ク

第13条 国勢調査員ハ府県知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

国勢調査員ハ名譽職トス

第14条 国勢調査員ニハ別ニ定ムル徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第15条 国勢調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ担当調査区内ニ於ケル国勢調査申告書用紙ノ配付、国勢調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第16条 国勢調査員各世帯ニ就キ前条ノ職務ヲ執行スル期間ハ昭和15年9月21日ヨリ同年10月7日迄トス但シ蒐集シタル国勢調査申告書ノ記載事項ニ関シ質問ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第17条 市町村長ハ（府県支庁長ノ管轄区域内ノ町村長ハ府県支庁長ヲ經テ）国勢調査申告書及附属書類ヲ府県知事ノ定ムル期限迄ニ府県知事ニ提出シ府県知事ハ内閣総理大臣ノ定ムル期限迄ニ之ヲ内閣総理大臣ニ提出スベシ

第18条 天災事変ノ為國勢調査員第16条ノ期限内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザルトキハ府県知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣総理大臣ニ報告スベシ此ノ場合ニ於テハ府県知事ハ内閣総理大臣ノ認可ヲ經テ区域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又ハ其ノ期間ヲ延長ス

府県知事別ニ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長シタルトキハ之ヲ告示ス

第19条 内閣総理大臣ノ要求アリタルトキハ各省大臣ハ所管ノ官庁、官吏又ハ吏員ニ命ジ内閣総理大臣又ハ其ノ指定シタル職員ノ指揮ヲ承ケ国勢調査ノ事務ニ服セシムベシ

第20条 本令中府県支庁長、市町村、市町村長町村長ニ関スル規定ハ市制第6条及第82条第3項ノ市ニ在リテハ各市長、区、区長ニ之ヲ適用シ府県府県知事トアルハ北海道庁北海道庁長官ヲ、総務部長タル書記官トアルハ総務部長タル北海道庁部長ヲ、地方事務官トアルハ北海道庁事務官ヲ、府県官吏トアルハ北海道庁官吏ヲ、府県吏員トアルハ北海道地方費吏員ヲ、府県支庁長トアルハ北海道庁支庁長ヲ、町村町村長トアルハ之ニ準ズベキモノヲ包含ス

第21条 本令ヲ適用シ難キ場所ニ関スル調査ニ付テハ内閣総理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム

第22条 国勢調査申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ 国勢調査申告書ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ公表スルコトヲ得ズ

第23条 府県市町村及之ニ準ズベキモノニ於テハ国勢調査申告書及附属書類ノ副本ヲ作成シ又ハ国勢調査申告書及附属書類ニ依リ統計ヲ作成スルコトヲ得ズ

第24条 左ノ各号ノ1ニ該当スル者ハ6ヶ月以下ノ徴役若ハ禁錮又ハ200円以下ノ罰金ニ処ス

1 調査ノ職務ノ執行ニ因リ知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩シタル者

2 調査ニ際シ之ヲ忌避シ、申告ヲ為サズ又ハ不実ノ申告ヲ為シタル者

3 申告義務者ヲシテ申告ヲ為スコトヲ得ザラシメタル者

4 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ調査ヲ妨ゲタル者

第25条 朝鮮、台湾及樺太ニ於テハ第3条第1項各号ニ掲グル事項ノ外必要ナル事項ヲ併セ調査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ朝鮮総督、台湾総督及樺太庁長官ハ内閣総理大臣ノ承認ヲ受クベシ

第26条 朝鮮、台湾及樺太ニ於ケル国勢調査ノ執行ニ関シテハ第6条第21条ノ規定ヲ適用セズ各朝鮮総督、台湾総督及樺太庁長官ニ於テ内閣総理大臣ノ承認ヲ受ケ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第27条 府県市町村ニ於テ国勢調査ト同時ニ其ノ区域ノ全部又ハ一部ニ対シ必要ナル事項ヲ調査セントスルトキハ其ノ事項及方法ヲ具シ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和15年国勢調査施行規則

第1条 世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事実上之ヲ管理スル者、世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ国勢調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第2条 市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所ハ関係市町村長ノ協議ニ依リ調査区ノ境界ヲ定ムベシ協議調ハルトキハ府県知事ノ指定ス

第3条 市町村長ハ各調査区ノ番号、区域及担当国勢調査員ノ氏名並ニ予備員タル国勢調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第4条 国勢調査申告書用紙ハ昭和15年9月21日ヨリ同月30日迄ノ間ニ於テ国勢調査員之ヲ各世帯ニ配付ス

第5条 申告義務者前条ノ期間内ニ国勢調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ当該調査区ノ担当国勢調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第6条 申告義務者ハ昭和15年10月1日午前八時迄ニ国勢調査申告書ヲ作成シ国勢調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第7条 昭和15年10月1日午前零時ニ帝國版図内ニ現在シタル者ニシテ昭和15年国勢調査施行令（以下施行令ト称ス）第2条第1項第1号ニ掲グルモノ何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知りタルトキハ同月4日迄ニ最寄ノ国勢調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得

施行令第2条第1項第2号乃至第4号ニ掲グル者何

レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ本人又ハ同令第5条ニ規定スル配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、召集通報人若ハ本籍地ノ市町村長ニ於テ告知タルトキ亦前項ニ同ジ

第8条 施行令第21条ノ規定ニ依リ別ニ調査手続ヲ定ムベキモノ左ノ如シ

- 1 宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準ズベキ箇所
- 2 外国ノ大使館、公使館及軍艦
- 3 司法大臣ノ管理ニ属スル刑務所

第9条 施行令第20条ノ規定ハ本令ニ関シ之ヲ準用ス

昭和15年国勢調査施行心得

目次

- 第1章 府県
- 第2章 府県支庁
- 第3章 市町村
 - 第1節 総則
 - 第2節 調査区ノ設定
 - 第3節 国勢調査員担当調査区ノ指定
 - 第4節 国勢調査員ノ指導
 - 第5節 準備調査
 - 第6節 申告書用紙ノ交付
 - 第7節 申告書及照査表ノ検査
 - 第8節 市町村要計表ノ作成、申告書及照査表ノ整理並ニ以下ノ書類ノ提出
- 第4章 国勢調査員
 - 第1節 総則
 - 第2節 準備調査
 - 第3節 申告書用紙ノ配付
 - 第4節 申告書ノ蒐集及検査
 - 第5節 申告書ノ整理及調査書類ノ提出
- 第5章 補則
 - 第1章 府県
 - 第1条 府県知事ハ昭和15年国勢調査施行令（以下施行令ト称ス）第8条ノ規定ニ依リ臨時国勢調査部副部長及部員ヲ任命シ又ハ解任シタルトキハ直ニ其ノ官職氏名ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ
 - 第2条 府県知事市町村ノ調査区ノ設定ヲ認可シタルトキハ直ニ市町村別調査区数ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ
 - 第3条 府県知事ハ調査区ノ実況ニ通ジ国勢調査員タルニ適当ナル者ヲ内申スベシ
 - 第4条 府県知事内閣統計局長ヨリ調査事務ニ要スル印刷物、用紙及徽章ノ交付ヲ受ケタルトキハ府県支庁及府県支庁長ノ管轄区ノ町村所要ノ分ハ府県支庁長ニ、其ノ他ノ町村及市所要ノ分ハ市町村長ニ速ニ之ヲ交付スベシ
 - 第5条 府県知事ハ府県支庁長及市町村長ヨリ提出シ

タル調査書類ヲ検査シ町村要計表（府県支庁長ノ管轄区域内ノ町村ノ分ヲ除ク）ニ依リ郡要計表（別表様式第2号）ヲ作成シ更ニ郡市要計表ニ依リ府県要計表（別表様式第1号）ヲ作成シ府県要計表及郡市要計表ハ昭和15年11月20日迄ニ、其ノ他ノ調査書類ハ同月30日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ送付スベシ

第6条 天災事変ノ為施行令第16条ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハザル場合ニ於テ同令第18条ノ規定ニ依ル報告ハ電報又ハ電話ヲ以テ内閣統計局長ニ之ヲ為ス

第7条 府県支庁長府県知事ヨリ調査事務ニ要スル印刷物、用紙及徽章ノ交付ヲ受ケタルトキハ町村所要ノ分ハ速ニ之ヲ町村長ニ交付スベシ

第8条 府県支庁長ハ管轄区域内ノ町村長ヨリ提出シタル調査書類ヲ検査シ町村要計表ニ依リ郡要計表ヲ作成シ其ノ他ノ調査書類ト共ニ府県知事ノ定ムル期限迄ニ之ヲ府県知事ニ進達スベシ

第9条 天災事変ノ為施行令第16条ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハザルトキハ府県支庁長ハ直ニ其ノ旨ヲ府県知事ニ報告スベシ

第3章 市町村

第10条 調査ニ関スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

- 1 調査区ノ設定
- 2 国勢調査員担当調査区ノ指定
- 3 国勢調査員ノ指導
- 4 準備調査
- 5 申告書用紙ノ交付
- 6 申告書及照査表ノ検査
- 7 市町村要計表ノ作成、申告書及照査表ノ整理並ニ以上ノ書類ノ提出
- 8 以上ノ附帯事務

第11条 市町村長ハ適當ノ方法ニ依リ管内ニ調査ノ趣旨ノ普及ヲ図ルベシ

第12条 天災事変ノ為施行令第16条ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハザルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ旨ヲ府県知事（府県支庁長ノ管轄区域内ノ町村長ハ府県支庁長）ニ報告スベシ

第13条 市町村長ハ左ノ各号ニ依リ管内ヲ分割シテ調査区ヲ設定シ昭和15年6月20日迄ニ府県知事ノ認可ヲ申請スベシ

- 1 調査区ハ1人ノ国勢調査員一日中ニ区内各世帯ニ申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ルヲ程度トスルコト
- 2 調査区ノ区域ハ成ルべく大字、小字等地理上独立ノ稱呼ヲ有スル区域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、通路、鉄道、電

信電話線等判明ナルモノヲ以テ境界トスルコト
3 多数ノ人員集合居住スル官公私ノ場屋例ヘバ寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所等又ハ船舶ノ存在スル場所ハ其ノ人員ニ応ジ調査区ヲ設定スルコト

4 特別ノ事情アリ分割セザルヲ便トスル場合ニ於テハ一町村ヲ以テ一調査区トスルコト

第14条 市町村長調査区ヲ設定スル場合ニ於テハ其ノ市町村ノ区域ニ属スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏ナキヲ期スベシ

第15条 調査区設定ノ認可申請書ニハ調査区ノ番号、区域、世帯概数及人口概数ヲ記シ調査区ニ分割シタル市町村略図ヲ添附スベシ
町村組合ニ在リテハ調査区番号ハ其ノ一町村毎ニ第一号ヨリ始ムベシ

第三節 国勢調査員担当調査区ノ指定

第16条 一調査区ノ調査ハ一人ノ国勢調査員ノヲ担当スルモノトス但シ水面ノ調査其ノ他特別ノ事情アル場合ニハ二人以上ノ国勢調査員ヲシテ一調査区ヲ担当セシムルコトヲ得

第17条 国勢調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ各国勢調査員ノ担当調査区ヲ定メ辞令書及徽章ニ照査表ヲ添ヘ昭和15年7月31日迄ニ之ヲ本人ニ交付スベシ但シ調査区ヲ担当セシメザル国勢調査員ニハ照査表ヲ交付セズ予備員タル旨ヲ通知スベシ

第18条 国勢調査員ニ交付スベキ照査表ハ一人ニ付二通トシ市町村長ハ予メ各通指定ノ個所ニ府県郡市町村役所役場名、調査区番号、調査区区域及国勢調査員氏名ヲ記入シ役所役場名ノ末尾ニ其ノ印ヲ押捺スベシ

第19条 国勢調査員疾病其ノ他己ムヲ得ザル事故ノ為調査ニ従事シ難キトキハ市町村長ハ直ニ予備員中ヨリ之ニ代ラシメ其ノ旨ヲ告示スベシ
前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ照査表其ノ他一切ノ印刷物及書類ヲ回収シ国勢調査員ノ氏名ヲ書換ヘ新担当国勢調査員ニ之ヲ交付スベシ

第4節 国勢調査員ノ指導

第20条 市町村長ハ国勢調査員ノ担当調査区ヲ指定シタル後速ニ国勢調査員ヲ招集シ国勢調査員必携一部及照査表用紙、申告書用紙各一枚ヲ交付シ且国勢調査員ノ心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第21条 市町村長ハ適當ノ時期ニ於テ国勢調査員ヲ招集シ調査事務ノ打合又ハ協議ヲ為サシムベシ

第22条 市町村長ハ国勢調査員ノ職務上ノ参考ト為ルベキ地図其ノ他ノ書類ヲ国勢調査員ニ示スベシ

第5節 準備調査

第23条 市町村長ハ調査期日ニ先チ期間ヲ定メ国勢調査員ヲシテ担当調査区内ノ各世帯ニ就キ準備調査ヲ為サシムベシ

第24条 市町村長ハ準備調査ノ執行ニ必要ナル世帯番号札ヲ調製シ之ヲ国勢調査員ニ交付スベシ
前項ノ世帯番号札ノ品質形状ハ市町村長適宜之ヲ定ムベシ

第25条 国勢調査員準備調査後照査表ヲ提示シタルトキハ市町村長ハ之ヲ検査シ調査ニ重複、脱漏又ハ誤謬ノ疑アルトキハ之ヲ国勢調査員ニ質シ照査表ノ訂正ヲ命ジ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ命ズベシ

第6節 申告書用紙ノ交付

第26条 市町村長前条ノ検査ヲ終ヘタルトキハ照査表ヲ還付スルト同時ニ各世帯ニ配付スベキ申告書用紙ヲ国勢調査員ニ交付スベシ
前項ノ国勢調査員ニ交付スベキ申告書用紙ノ枚数ハ照査表ニ記入セラレタル申告書用紙配付枚数ニ100分ノ10ノ予備ヲ加ヘタモノトス

第27条 市町村長前条ノ交付ヲ終ヘタルトキハ交付総数及残余ノ数ヲ府県知事（府県支庁長ノ管轄区域内ノ町村長ハ府県支庁長）ニ報告スベシ

第28条 申告書用紙ノ交付ニ際シ不足ヲ生ジタルトキハ市町村長ハ府県知事（府県支庁長ノ管轄区域内ノ町村長ハ府県支庁長）ニ請求シ其ノ補給ヲ受ケ速ニ之ヲ国勢調査員ニ交付スベシ

第29条 世帯又ハ世帯員増加ノ為申告書用紙ニ不足ヲ生ジタルトキハ市町村長ハ府県知事（府県支庁長ノ管轄区域内ノ町村長ハ府県支庁長）ニ請求シ其ノ補給ヲ受ケ速ニ之ヲ国勢調査員ニ交付スベシ

第30条 国勢調査員ニ交付スベキ申告書用紙ニハ指定ノ個所ニ調査区番号及府県郡市町村名ヲ記入スベシ
前条第3項ノ規定ニ依リ申告書用紙ヲ国勢調査員ヨリ回収シテ交付スル場合ニハ調査区番号其ノ他ニ必要ナル訂正ヲ為スベシ

第7節 申告書及照査表ノ検査

第31条 国勢調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘ申告書、照査表及照査表写ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ之ヲ検査スベシ

第32条 市町村長前条ノ検査ノ結果申告書又ハ照査表及照査表写ノ記入ニ重複、脱漏又ハ誤謬アルコトヲ発見シタルトキハ国勢調査員ヲシテ之ヲ訂正セシムベシ

申告書記入ノ文字不明ナルトキハ国勢調査員ヲシテ浄写セシメ申告者氏名ノ下並ニ照査表及照査表写ノ備考欄ニ「浄写」ト記入シ申告書原書左上部ニ「浄

写済」ト付記セシムベシ

第33条 市町村長検査ノ結果調査漏ノ世帯アリト認ムルトキハ国勢調査員ヲシテ之ガ調査ヲ為サシメ既ニ調査ヲ経タル世帯ニ関シ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ為サシムベシ

第34条 市町村長申告書、照査表及照査表写ノ検査訂正ヲ終ヘタルトキハ照査表及照査表写ノ末尾、検印スベシ

第8節 市町村要計表ノ作成、申告書及照査表ノ整理並ニ以上ノ書類ノ提出

第35条 市町村長前数条ノ手続ヲ終ヘタルトキハ市町村要計表(別表様式第3号)二通ヲ作成スベシ但シ市町村組合ニ在リテハ其ノ一町村毎ニ作成スベシ

市町村要計表ノ作成ハ市町村要計表用紙ヲ用ヒ調査区番号ノ順序ニ從ヒ照査表ニ依リ一調査区毎ニ調査区番号、申告書通数及世帯人員ヲ記入シ次ニ申告書通数及世帯人員ノ各々計ヲ算出記入スルモノトス但シ用紙二枚以上ヲ用ヒタルトキハ一枚毎ニ小計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入シ且各用紙指定ノ個所ニ順次其ノ枚数及号数ヲ記入スベシ

前項ノ場合ニ於テ照査表ニ依リ記入シタル数字ハ必ズ之ヲ照査表ニ対照シ且小計及合計ハ更ニ之ヲ検算スベシ

第36条 市町村長前条ノ手続ヲ終ヘタルトキハ市町村要計表末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ

第37条 市町村長市町村要計表ノ作成ヲ終ヘタルトキハ左ノ手続ヲ為スベシ

- 1 各調査区ノ申告書ヲ照査表ニ対照シ通数及枚数ヲ検査シ申告書番号順ニ重ね調査区表紙用紙ヲ添ヘ一調査区毎ニ一綴トスルコト但シ国勢調査員ノ浄写シタル申告書アルトキハ浄写ノ分ヲ綴中ニ入レ浄写済申告書原書ハ之ヲ除キ置クベシ
- 2 調査区表紙指定ノ個所ニ照査表ニ依リ府県都市町村名、調査区番号、申告書通数及申告書枚数ヲ記入スルコト照査表ニ依リ記入シタル事項ハ必ズ之ヲ照査表ニ対照スベシ
- 3 各調査区ノ申告書綴ヲ市町村要計表ニ対照シ調査区番号順ニ重ね凡ソ五調査区毎に一括ト為シ「何市町村何括ノ内第何号」ト記入シタル札ヲ附スルコト
- 4 市町村要計表指定ノ個所ニ申告書ノ括数ヲ記入スルコト
- 5 照査表ヲ調査区番号順ニ重ね市町村要計表一通ヲ添ヘ一綴トスルコト
- 6 照査表写ヲ調査区番号順ニ重ね市町村要計表ノ他ノ一通ヲ添ヘ一綴トスルコト
- 7 浄写済申告書原書ヲ調査区番号及申告書番号順ニ重ね一綴トスルコト

第38条 市町村長ハ申告書括、前条第5号ノ市町村要

計表照査表綴及第7号ノ浄写済申告書原書綴ヲ取纏メ府県知事ノ定ムル期限迄ニ之ヲ府県知事(府県支庁長ノ管轄区域内ノ町村長ハ府県支庁長)ニ提出スベシ

前条第6号ノ市町村要計表照査表写綴ハ次回国勢調査ノ時期迄市町村長ノヲ保存スベシ

第39条 市町村長ハ調査書類ノ紛失毀損ヲ防グ為其ノ保管及発送ニ付特ニ注意スベシ

第40条 市町村長ハ調査書類提出後ト雖モ該書類ノ記入事項ニ関シ監督官庁ヨリ照会アリタルトキハ保存書類ニ依リ又ハ国勢調査員タリシ者ニ質シ若ハ実地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

第4章 国勢調査員

第1節 総則

第41条 国勢調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査区ヲ担当シ左ノ職務ヲ行フ

- 1 準備調査
- 2 申告書用紙ノ配付
- 3 申告書ノ蒐集及検査
- 4 申告書ノ整理及調査書類ノ提出
- 5 以上ノ附帯事務

第42条 国勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際徽章ヲ佩用スベシ

第43条 国勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際国勢調査員必携及照査表ヲ携帯スベシ

第44条 国勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

第45条 国勢調査員ハ職務執行中知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩スベカラズ

第46条 国勢調査員担当調査区ト隣接調査区トノ間ニ重複、脱漏又ハ所属不明ノ地域アリト認ムルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

第47条 国勢調査員ハ職務執行ニ便スル為予メ担当調査区内巡回ノ順序ヲ定メ準備調査、申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ノ際概ネ其ノ順序ニ依ルベシ

第48条 国勢調査員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ為調査事務ニ従事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第49条 国勢調査員ハ申告書及照査表提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スベシ

第2節 準備調査

第50条 国勢調査員ハ市町村長ノ定ムル期間内ニ準備調査トシテ下ノ事務ヲ行フベシ

- 1 各住居ニ就キ世帯ノ有無及其ノ数ヲ調査シ各世帯ノ住居ニ世帯番号札ヲ貼附スルコト
- 2 世帯所在地ノ地番号ヲ調査スルコト
- 3 準世帯ニ在リテハ其ノ種類及名称ヲ調査スルコト

- 4 各世帯ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト
- 5 各世帯ノ人員概数ヲ調査スルコト
- 6 各世帯ニ配付スベキ申告書用紙ノ枚数ヲ調査スルコト

前項第1号ノ世帯番号札ハ市町村長之ヲ交付ス世帯員不在ノ為第1項ノ調査ヲ為スコト能ハザルトキハ重ねテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スベシ

第51条 世帯番号札ヲ貼附スル場合ニ於テハ左ノ点ニ注意スルコトヲ要ス

- 1 普通ノ家屋ハ勿論社寺学校工場倉庫物置等ノ建物、舟筏其ノ他掛小屋葺張天幕等臨時ノ設備ト雖モ其ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ悉ク世帯番号札ヲ貼附スルコト
- 2 一棟ノ家屋内ニ数個ノ世帯アルトキハ一世帯毎ニ世帯番号札ヲ貼附シ数棟又ハ母屋及附属建物ニ跨リ一世帯アルトキハ其ノ主タル住居ニ世帯番号札ヲ貼附スルコト
- 3 舟筏ニハ昭和15年10月1日以後迄繋留スベキ見込アルモノニ限り世帯番号札ヲ貼附スルコト

第52条 国勢調査員一世帯ニ就キ第50条ノ調査ヲ為シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表(別表様式第4号)第一欄乃至第六欄ニ記入スベシ但シ普通ノ家屋以外ニ在ル世帯ニ付テハ住居ノ種類ヲ備考欄ニ記入スベシ

前項ノ記入ヲ為スコト能ハズ再調査ヲ要スルモノアルトキハ備考欄ニ「要再調」ト記入シ置キ重ねテ巡回シ調査ノ結果ヲ当該欄ニ記入シタル上備考欄「要再調」ノ文字ヲ抹消スベシ準備調査後照査表ノ記入事項ニ異動又ハ誤謬アルコトヲ知りタルトキハ其ノ都度加除訂正スベシ

第53条 国勢調査員準備調査ヲ終ヘタルトキハ市町村長ノ定ムル期限迄ニ照査表ヲ市町村長ニ提示シ其ノ検査ヲ受クベシ

第3節 申告書用紙ノ配付

第54条 申告書用紙ハ照査表記入ノ申告書用紙配付枚数ニ応ジ約100分の10ノ予備ヲ加ヘ市町村長之ヲ交付ス

第55条 国勢調査員申告書用紙配付前ニ於テ担当調査区内ノ世帯数又ハ其ノ人員ニ異動アリタル為用紙不足スベシト認ムルトキハ市町村長ニ照査表ヲ提示シ其ノ補給ヲ受クベシ

第56条 国勢調査員ハ市町村長ノ定ムル期日ニ担当調査区内ノ各世帯ノ申告書用紙ヲ配付スベシ

申告義務者又ハ之ニ代ルベキ者共ニ不在ノ世帯ニハ重ねテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ申告義務者ニ委託シテ配付スルコトヲ得

第57条 各世帯ニ配付スベキ申告書用紙ノ数ハ世帯人員五人以内ノ世帯ハ一枚トシ五人ヲ超ユル毎ニ一枚

ヲ加フ但シ必要ト認ムルトキハ見込ノ枚数ヲ配付スルコトヲ得

第58条 国勢調査員ハ申告書用紙配付前予メ照査表ニ依リ申告書用紙指定ノ個所ニ地番号及世帯番号、準世帯ニ在リテハ其ノ種類及名称ヲ記入シ配付ノ際更ニ相違ナキコトヲ確ムベシ

第59条 国勢調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ申告義務者ニ対シ昭和15年10月1日午前8時迄ニ申告書ヲ作成スベキ旨ヲ告グベシ申告義務者以外ノ者ニ配付シタル場合亦同ジ

国勢調査員ハ申告書ノ記入方ヲ懇切ニ指示シ特ニ施行令第2条第1項第2号乃至第4号ニ掲グル者ノ記入ニ付テハ重複又ハ脱漏ナキ様注意スベシ

第60条 国勢調査員申告書用紙配付ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知りタルトキハ直ニ左ノ各号ニ依リ処理スベシ但シ舟筏ニ在リテハ昭和15年10月1日以後迄繋留スベキモノニ限ル

- 1 照査表記載ノ世帯ガ担当調査区外ニ移転シタルトキハ世帯番号札ヲ取り去リ照査表ノ記入ヲ読ミ得ル様抹消シ備考欄ニ「移転」ト記入スルコト
- 2 照査表ニ記載ナキ世帯アリタルトキハ新ニ世帯番号札ヲ貼附及照査表ノ記入ヲ為シ当該世帯ニ申告書用紙ヲ配付スルコト但シ此ノ場合ニハ照査表備考欄ニ「追加」ト記入スベシ
- 3 照査表記載ノ世帯ガ担当調査区内ニ於テ移転シタルトキハ前2号ニ準ジ処理シ照査表備考欄ニ「区内移転」ト記入スルコト

第4節 申告書ノ蒐集及検査

第61条 国勢調査員ハ市町村長ノ定ムル期日ニ担当調査区内ノ各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スベシ

第62条 国勢調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯又ハ人員ノ増加其ノ他ノ必要ニ応ズル為予備ノ申告書用紙ヲ携帯スベシ

第63条 国勢調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知りタルトキハ新ニ世帯ヲ発見シタルトキハ第60条ノ規定ニ依リ処理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ為サシメ之ヲ蒐集スベシ

第64条 国勢調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯人員ノ増加又ハ申告書用紙ノ毀損若ハ紛失ノ為申告書用紙ノ追給ヲ要スルモノアルトキハ携帯シタル予備ノ申告書用紙ヲ申告義務者ニ交付シ直ニ記入ヲ為サシメ之ヲ蒐集スベシ

第65条 申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ為スコト能ハザルモノアルトキハ国勢調査員ハ申告書蒐集ノ際口頭ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ為シ読ミ聞カセタル上捺印セシメ之ヲ蒐集スベシ

第66条 国勢調査員申告書ヲ受取りタルトキハ直ニ左ノ各号ニ依リ処理スベシ

- 1 申告書ノ世帯番号、世帯ノ所在地、申告者ノ氏

- 名竝ニ準世帯ノ種類及名称ヲ照査表ニ対照シ相違ノ点ヲ発見シタルトキハ事実ニ依リ之ヲ訂正スルコト
- 2 申告書各項ノ記入ヲ検査シ重複、脱漏又ハ誤謬アルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スルコト
 - 3 申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ為不明ト為リタルトキハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ交付シ更ニ申告書ヲ作成セシメ又ハ自ラ浄写スルコト但シ浄写ノ場合ニ於テハ申告者氏名ノ下ニ「浄写」ト附記シ申告書原書ニハ左上部ニ「浄写済」ト附記シ保存スベシ
 - 4 一通2枚以上ノ申告書ニ在リテハ其ノ枚数及号数ヲ指定ノ個所ニ記入スルコト
 - 5 申告書ニ記入セラレタル男女人員ヲ計算シ世帯人員欄ニ之ヲ記入スルコト但シ一通2枚以上ノ申告書ニ在リテハ最終ノ用紙ニ之ヲ記入スベシ
- 第67条 国勢調査員担当調査区内ノ申告書ノ蒐集ヲ終ヘタルトキハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正シタル後左ノ手續ヲ為スベシ
- 1 照査表記入ノ順序ニ依リ申告書指定ノ個所及照査表第7欄ニ申告書通シ番号ヲ記入スルコト
 - 2 申告書ノ枚数ヲ照査表第8欄ニ記入スルコト
 - 3 申告書世帯人員欄ノ記入ニ依リ照査表第9欄ノ記入ヲ為スコト
 - 4 照査表第8欄及第9欄ノ各合計ヲ算出記入シ検査スルコト但シ一通2枚以上ナルトキハ1枚毎ニ小計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入スベシ
 - 5 国勢調査員申告書ヲ浄写シタルトキハ照査表備

考欄ニ「浄写」ト記入スルコト

- 6 一通2枚以上ノ照査表ニ在リテハ其ノ枚数及号数ヲ指定ノ個所ニ記入スルコト

第68条 国勢調査員前条ノ手續ヲ終ヘタルトキハ照査表ト各申告書トヲ対照シ符合スルヤ否ヤヲ検査シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第69条 国勢調査員前条ノ手續ヲ終ヘタルトキハ申告書指定ノ個所ニ検印スベシ

第5節 申告書ノ整理及調査書類ノ提出

第70条 国勢調査員申告書ノ蒐集及検査ノ手續ヲ終ヘタルトキハ照査表写ヲ作成シ照査表及照査表写シ末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ

照査表写ハ必ず之ヲ照表表ニ対照シ相違ナキコトヲ確ムベシ

第71条 国勢調査員ハ申告書ヲ通シ番号順ニ重ネ一括シ照査表及照査表写ト共ニ市町村長ノ定ムル期限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

浄写済申告書原書ハ別ニ一括シ前項ノ書類ト共ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

第5章 補則

第72条 本規程中府県支庁府県支庁長、町村町村長ニ関スル規定ハ市制第6条及第82条第3項ノ市ニ在リテハ市市長、区区长ニ之ヲ適用シ府県府県知事トアルハ北海道庁北海道庁長官ヲ、府県支庁府県支庁長トアルハ北海道庁支庁北海道庁支庁長ヲ、町村町村長トアルハ之ニ準ズベキモノヲ包含ス

本規程中府県要計表、郡要計表トアルハ北海道ニ在リテハ北海道要計表、北海道庁支庁管轄区域要計表トシ郡要計表、町村要計表トアルハ市制第6条及第82条第3項ノ市ニ在リテハ市要計表、区要計表トス

府 縣 名	
-------	--

府 縣 要 計 表

(別表)
様式第一號
(北海道要計表ハ本表ニ準ジ作成スルモノトス)

郡 市 名	町 村 數	申告書括數	申告書通數	世 帯 人 員		
				男	女	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
合 計						

昭和十五年 月 日 府縣知事

席 郡	縣 名
--------	--------

郡 要 計 表

町 村 名	申告書 括 數	申告書 通 數	世 帯 人 員			町 村 名	申告書 括 數	申告書 通 數	世 帯 人 員		
			男	女	計				男	女	計
1						36					
2						37					
3						38					
4						39					
5						40					
6						41					
7						42					
8						43					
9						44					
10						45					
11						46					
12						47					
13						48					
14						49					
15						50					
16						51					
17						52					
18						53					
19						54					
20						55					
21						56					
22						57					
23						58					
24						59					
25						60					
26						61					
27						62					
28						63					
29						64					
30						65					
31						66					
32						67					
33						68					
34						69					
35						合 計					

検 印

--

昭和十五年 月 日

府縣知事 (府縣支廳長)

様式第二號 (北海道廳支廳管轄區域要計表、市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ市要計表ハ本表ニ準シ作成スルモノトス)

指 定 技 能

職業ニ関スルモ

農業技術者
 蚕業技術者
 畜産技術者
 林業技術者
 水産技術者
 鉱山技術者
 冶金技術者
 機械技術者
 電気機械技術者
 電気通信機械技術者
 航空機技術者
 造船技術者
 化学技術者
 電気化学技術者
 火薬技術者
 燃料化学技術者
 窯業技術者
 レンズ技術者
 食料品技術者
 醸造技術者
 紡織技術者
 染色技術者
 木工技術者
 土木技術者
 建築技術者
 電気技術者
 電気通信技術者(有線、無線電信通信士以外ノモノ)
 気象技術者
 農、林、水産学研究員
 鉱、工学研究員
 馬調教師
 装蹄師
 発破係
 坑内採鉱夫、採炭夫
 坑内掘進夫
 坑内支柱夫
 坑内充填夫
 坑内運搬夫
 鑿井夫、ボーリング工
 製鉄工(電気炉ニ依ルモノ)
 製鉄工(溶鉱炉其ノ他ニ依ルモノ)
 製鋼工(電気炉ニ依ルモノ)
 製鋼工(平炉其ノ他ニ依ルモノ)
 非鉄金属製錬工(電気炉ニ依ルモノ)
 非鉄金属製錬工(其ノ他ノ炉ニ依ルモノ)

非鉄金属製錬工(化学操作ニ依ルモノ)
 非鉄金属製錬工(電解ニ依ルモノ)
 造船現図工
 航空機現図工
 其ノ他ノ現図工
 金属加熱炉工
 金属板圧延伸張工
 金属棒、条圧延伸張工
 金属製管工
 金属線伸張工
 金属疵取工
 機械火造工
 熱処理工
 鋳物木型工
 鋳物砂型工
 鋳造工
 特殊鋳物工
 ケガキ工
 旋盤工(金属ニ加工スルモノ)
 旋盤工(木材以外ノ非金属ニ加工スルモノ)
 タレット工
 卓上旋盤工、小型機械工
 中グリ盤工
 ボール盤工
 平削盤工、形削盤工、堅削盤工
 フライス盤工
 歯切盤工
 研磨盤工、ラップ盤工
 鉄木工(船台大工ヲ含ム)
 撓鉄工
 填隙工
 鋸打工
 板金鋸打工
 ガス溶接工
 電気溶接工
 其ノ他ノ溶接工
 パイプ工(造船所ノ銅工ヲ含ム)
 鉛管工、鉛工
 レンズ研磨工
 レンズ心出、心取工
 ガラス目盛工
 其ノ他ノ目盛工
 蓄電池製造工
 パネ工
 義肢仕上工、組立工
 鋼具工、素具工

手仕上工
 機械器具部品仕上組立工
 機械器具総組立工
 レンズ調整工、バルサム工
 計器組立工
 航空機用金属プロペラ仕上工
 航空機用木製プロペラ仕上工
 航空機部品組立工
 航空機総組立工
 自動車組立工、修繕工
 電気機械器具組立工
 電気通信機組立工
 硫酸工
 硝酸工
 醋酸工
 ソーダー工
 カーバイド工
 人造研磨材製造工(施盤ニ依ル仕上工ヲ除ク)
 アセトン工
 硫安工
 石灰窒素工
 醋酸纖維素工
 硝化綿工
 アンモニヤ合成工
 二硫化炭素工
 グリセリン工
 タール分溜工
 石油工

人造レジン工
 アルミナ製造工
 黒鉛ルツボ工
 発変電工
 船体検査工
 機械試運転工
 看護婦
 学歴ニ関スルモノ

第1種

農業、水産、工業及電気通信ニ関スル実業学校ニシテ尋常小学校卒業程度ヲ入学資格トシ修業年限5年以上ノモノ、高等小学校卒業程度ヲ入学資格トシ修業年限3年(夜間授業ノモノニ在リテハ4年)以上ノモノ及入学資格修業年限ニ於テ此等ト同等以上ト認めラルベキモノ並ニ此等ノ学校ニ準ズル各種学校ノ卒業

第2種

農業、林業、水産、鉱業、工業、理学及電気通信ニ関スル専門学校ノ卒業又ハ2年以上ノ修業及此等ノ学校ニ於ケル修業年限2年以上ノ選科、別科、特科等ノ修了又ハ2年以上ノ修業並ニ此等ノ学校ニ準ズル各種学校又ハ講習所、養成所、練習所等ノ卒業又ハ2年以上ノ修業

第3種

農学、工学及理学ニ関スル大学ノ卒業又ハ1年以上ノ修業朝鮮、台湾、樺太、南洋群島、関東州及外国ノ学校ノ卒業又ハ修業ニシテ前各号ノ1ニ準ズルモノ